

八千代市看護師等修学資金貸付制度のしおり



令和5年12月
(健康福祉部 健康福祉課)

八千代市看護師等修学資金貸付制度について

この制度は、^{※1}看護師等の養成施設に在学している方で、将来八千代市内(以下「市内」という。)の^{※3}医療機関等で^{※2}看護師等の業務に従事する意思がある方を対象に、無利子で修学に必要な資金を貸付けることによって、市内における看護師等の確保と質の向上を図ることを目的としています。

卒業又は修了(以下「卒業等」という。)後に一定要件のもと市内で看護師等の業務に従事したときには、貸付金の返還が免除となります。

ただし、あくまで修学資金を貸付ける制度ですので、返還の猶予や免除の要件を満たさない場合には、貸付金の返還が必要となります。

※1 看護師等とは、助産師、看護師、准看護師、専門看護師及び認定看護師をいいます。

※2 養成施設とは、大学、助産師・看護師・准看護師養成所(短期大学、高等学校、通信制も含む)、大学院(専門看護師の受験に必要な単位または助産師国家試験受験資格を取得できる修士課程に限る)及び認定看護師教育課程をいいます。

※3 医療機関等とは、市内にある病院等の医療機関のみならず、市内の介護老人保健施設や訪問看護ステーションなど看護師の配置が法令等で必要とされている施設も含まれます。

※4 従事とは、正規職員として勤務することをいいます。非正規職員として勤務した場合には、免除の対象となりませんのでご注意ください。

★ 貸付けを受ける前に ★

貸付けを希望される方は、この「しおり」をよく読んで、貸付けであるという趣旨を理解していただき、免除事由に該当しないときの返還の負担をもう一度よく考えた上で、卒業等の後の進路を十分検討してから申請してください。

貸付の対象

年齢, 居住地, 学校所在地は問いません。八千代市外在住者や八千代市外の学校に通っていても対象となります。

以下の1～3の要件を全て満たしている方が対象です。

- 1 将来八千代市内で看護師等の業務に従事しようとする意思がある方
- 2 次の看護師等の養成施設に在学している方(または履修することが決定している方)
 - ① 大学
 - ② 助産師, 看護師又は准看護師の養成所(短期大学, 高等学校, 通信制含む)
 - ③ 大学院(専門看護師の受験に必要な単位又は助産師国家試験受験資格を取得できる修士課程)
 - ④ 認定看護師教育課程
- 3 成人で独立した生計を営む連帯保証人を原則2名立てられる方

貸付金額

養成課程	金額
大学, 大学院, 助産師学校	5万円/月
看護師養成所, 准看護師養成所	3万円/月
認定看護師教育課程	一つの教育課程につき100万円

貸付期間

貸付できる期間は、養成施設における正規の修業期間内です。

例えば、4年制大学に在学している方が1年生の時から貸付を受けた場合は4年間、3年課程の専門学校に在学している方が2年生の時から貸付を受けた場合は2年間です。

留年してしまった場合、延びた分の在学期間分は貸付を行いませんのでご注意ください。

全体のおおまかな流れ

貸付申請

募集人数・募集期間は、市のホームページ、広報、もしくはお電話で健康福祉課へお問い合わせください。認定看護師の募集は毎年7月頃の予定です。

貸付金の予算には限りがあるため、申請者が多数の場合には選考となり、貸付け出来ない場合もあります。なお、他の給付金や貸付金、奨学金等との併願は原則可能です。ただし、八千代市外の地域で働くことを条件としたものなど、本貸付金の貸付目的に反するものについては、併願できません。

募集開始月の翌月中に決定予定。ただし、申請多数の時には選考のため翌々月。

貸付「可」決定

貸付「否」決定

貸付中

貸付金の振込は四半期(4・7・10・1月)ごとに、3ヶ月分をまとめて行います。(振込日は各月の21日の予定。21日が土・日・祝日の場合にはその前の平日。)貸付決定が5~6月の場合には、最初の7月の振込時に4~9月分をまとめて振り込みます。認定看護師教育課程の履修生への貸付は、貸付決定後に一括で振り込みます。(8~9月に決定した場合には10月に一括振込)

貸付期間満了

貸付決定の取り消し

退学または履修とりやめ、貸付を辞退したときなどには貸付決定を取り消します。休学や停学などの時には、その期間分の貸付は行いません。また、必要な書類を提出しない時には、貸付けを一時保留する場合があります。その後一定期間経過後も提出されない場合には貸付を取り消すこともあります。貸付決定取り消し後はそれまでの貸付金は返還していただくこととなります。詳しくは P.6 参照。

返還猶予

市内で看護師等として就職した場合などには返還が猶予となります。詳しくは P.7-8 参照。

返還

卒業後に市外に就職した場合など、返還猶予の事由に該当しない時には返還が開始します。返還期間は、貸付けを受けた期間と同期間内に全額返還しなければなりません。返還方法は、月賦・半年賦・一括から選択できます。詳しくは P.12-13 参照。

返還免除

市内で看護師等として一定期間従事した場合などには返還が免除となります。詳しくは P.9-11 参照。

返還

一旦市内で就職して返還猶予となった場合でも、その後返還免除の要件に該当する前に市外へ転職したり退職した場合などには、返還が開始します。それまで市内で従事した期間に関わらず、原則貸付金額の全額が返還となりますのでご注意ください。詳しくは P.12-13 参照。

貸付申請

以下の1～6の書類を揃えて、募集期間内に提出してください。
様式及び記入例は市ホームページからダウンロード、もしくは健康福祉課窓口で配布しています。

1 貸付申請書(第1号様式)

申請にあたっては、連帯保証人を原則として2名立てる必要があります。

連帯保証人2名は、それぞれが独立した生計を営んでいることが要件であるため、同一生計内から2人立てることはできません。(例えば、父母で2人とすることはできません。) また、申請者の配偶者(夫もしくは妻)も連帯保証人にはなれません。

申請者が未成年の場合には、連帯保証人のうち1人は必ず法定代理人(多くの場合は父母)を立ててください。(申請者が成人の場合でも、法定代理人のうち1人を連帯保証人とすることは構いません。)

なお、親族が全くいないなど特別の事情があると認められるときには、連帯保証人を一人とすることができます。(親族はいるものの、単に連帯保証人になってくれる人がいないといった事由は、特別の事情とは認められません。)

連帯保証人が要件を欠いたとき又は死亡等により連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人を立て、市長の承認を得る必要があります。また、連帯保証人の住所・氏名が変更となるときには届け出が必要です。連帯保証人は、市長の承認がない限り、連帯保証人を辞めることはできません。

2 履歴書(第2号様式)

3 在学 又は 履修を証する書面(在学証明書又は受講許可証等)

4 住民票(本籍地が記載されたもの)

・申請者分
・連帯保証人2名分

住民票が3人分あるか、必ず確認してください

5 保証書(第3号様式)

連帯保証人1人につき1枚作成してください。

場合によっては、こちらから連帯保証人の源泉徴収票や年金振込通知書など弁済能力を証する書面を求めることもありますので、ご了承ください。

6 印鑑登録証明書

・連帯保証人2名分

提出方法

申請書類の提出方法は、健康福祉課窓口へ持参または郵送でお願いします。

《宛先》

〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所 健康福祉課 看護師等修学資金貸付担当 宛

貸付決定

申請書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、その結果を本人に通知します。なお、募集人数を超える応募があった場合は、選考(面接の場合もあり)を経て貸付けを決定します。

貸付けを受けた後に、ご自身の考えていた制度と違って、ということがないように、貸付申請前に本しおり、条例、規則は全て読んでいただき、申請してください。



※以降のページでは

「八千代市看護師等修学資金貸付条例」は「条例」

「八千代市看護師等修学資金貸付条例施行規則」は「規則」

と省略して表現しています。

貸付が取消になる場合

以下の1～7のいずれかに該当する場合には、貸付決定が取り消されます。

なお、貸付決定が取り消された場合には、取り消された日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければなりません。

1 死亡したとき

在学中の借受人が死亡したときには、それまでの貸付総額を連帯保証人に返還していただくことになります。

2 退学したとき又は履修を辞めたとき

3 心身が故障し、修学できなくなったとき

4 貸付を辞退したとき

貸付決定後に意思が変わり、市外での就職を希望することとなった場合などが考えられます。

5 偽りその他不正な手段で貸付を受けたとき

6 条例に基づく規則に違反(必要な書類を提出しないなど)したとき

7 その他貸付の目的を達成する見込みがないとき

本貸付制度は、他の貸付制度等と併用できますが、その貸付制度等が八千代市外の地域で働くことを条件としたものであるなど、本貸付金の貸付目的を達成する見込みがないときには、貸付けを取り消すこともあります。

※1 休学や停学、1か月以上欠席したときは、その期間分の貸付はしません。

※2 正当な理由がなく必要な書類を提出しない時には、貸付けを一時保留します。なお、一定期間経過しても提出されない時には6の理由により取り消すこともあります。

※3 貸付決定の取消しは、取消事由に該当した日が取消日となりますので、届出等が遅れると事由に該当した日からその日までの延滞金が加算されることがあります。

返還猶予になるためには

以下の1～4のいずれかに該当している間は、返還を猶予することができます。

なお、返還免除の要件である「市内での看護師等の業務従事期間」に該当するのは、3の理由のみです。(1, 2, 4の理由による猶予期間は、返還は猶予となりますが、返還免除のための業務従事期間には計上されません。)

1 貸付を辞退した後も在学しているとき

「在学しているとき」は、正規の修業期間内に限ります。

例

在学中に意思が代わり、市外への就職を希望

↓

貸付期間の途中で貸付を辞退

↓

在学中は返還猶予(留年した場合には返還が開始します)

↓

卒業後に市外で就職した場合にはその時点から返還開始

(この場合、卒業後にそのまま市内で就職した場合には、返還猶予が継続します(猶予事由の「市内で看護師等の業務に従事しているとき」に該当するため)。その場合別途猶予申請が必要です。)

2 卒業等の後、更に別の看護師等の養成施設に進学したとき

例えば、養成施設で准看護師の免許を取得し、さらに正看護師の免許取得のために別の養成施設に進学したときなどが考えられます。その時には、正看護師の免許取得のために、再度貸付申請をすることも可能です(選考結果によって貸付が受けられなかった場合でも、正看護師の免許取得のための正規の修業期間中は、准看護師分の貸付金は返還猶予となります)。

3 市内で看護師等の業務に従事しているとき

看護師等の業務は、取得した免許又は資格(以下「免許等」という)に関わらず、保健師助産師看護師法に定める看護師業務に従事していれば該当します。

ただし、専門看護師または認定看護師の資格取得のために貸付を受けた方が返還を免除されるためには、その貸付を受けた免許等で働く必要がありますので注意してください。

4 災害、傷病その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事できないと認められるとき

卒業後、市内で看護業務に従事中に、上記4の理由により就業できないときには返還を猶予します。市外に転職した場合など、市内で看護業務に従事している時以外には適用になりません。「その他やむを得ない事由」とは、例えば出産、育児などが該当します。また、認定看護師教育課程の修業期間が6か月を越える教育機関で履修しているときにも適用となります。

それぞれの猶予事由に該当した都度、別途猶予申請が必要です。

例

市内で看護師等の業務に従事することとなった

↓

「3 市内で看護師等の業務に従事しているとき」の理由による猶予申請を行う

↓

市内で従事中に妊娠したため、産休・育休を取得することとなった(就業先に引き続き在籍していることが前提です。退職した場合には返還が開始となります。)

↓

「4 災害、傷病その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事できないと認められるとき」の理由による猶予申請を行う

猶予事由に該当しているだけでは猶予されません。申請し、市長に認められてはじめて猶予となりますので、必ず事前に申請してください。猶予申請が遅れた場合には、その間の分については猶予することができませんので、返還を要することになります。

また、猶予事由に該当しなくなった場合(退職や市外への転職など)には、消滅した日の属する月の翌月から返還が開始となりますので、すぐに市健康福祉課へご連絡ください。(返還について詳しくはP.12-13を参照。)



返還免除になるためには

以下の1～3のいずれかに該当し、免除申請を行い、市長に認められた場合には、返還を一部または全額免除とすることができます。(専門看護師または認定看護師については、取得した看護分野において免除に必要な期間、市内で従事しなければ免除になりません。)

1 卒業等の後、免許等を取得し、貸付けを受けた期間と同等の期間(貸付けを受けた期間が3年未満の場合には3年)、引き続き市内で看護師等の業務に従事したとき

卒業等の後、直ちに市内で看護師等の業務に従事し、貸付期間と同等の期間、引き続き従事したときには、全額免除になります。したがって、卒業等の後、市外で従事するなど猶予事由に該当していない期間又は猶予事由に該当するが猶予を受けていない期間の分については、免除の対象とはなりません。

「引き続き」とは、連続して市内で従事している場合であり、途中で免除事由が消滅した場合には、中断(民法上の中断)となります。従事期間は累計ではないのでご注意ください。

市内で看護師等の業務に従事している間に猶予事由の2又は4に該当し、猶予を受けたときには、従事期間は中断しません。なお、この猶予期間は、従事期間に算入されません。

従事期間が中断された場合は、再度、貸付けを受けた期間と同等の期間、引き続き市内で看護師等の業務に従事しなければ免除されません。

2 市内で看護師等の業務に従事していたときに死亡又は心身が故障し、当該業務に従事できなくなったとき

返還債務の履行期が到来していない(貸付金の返済日が来ていない)部分について免除を受けることができます。

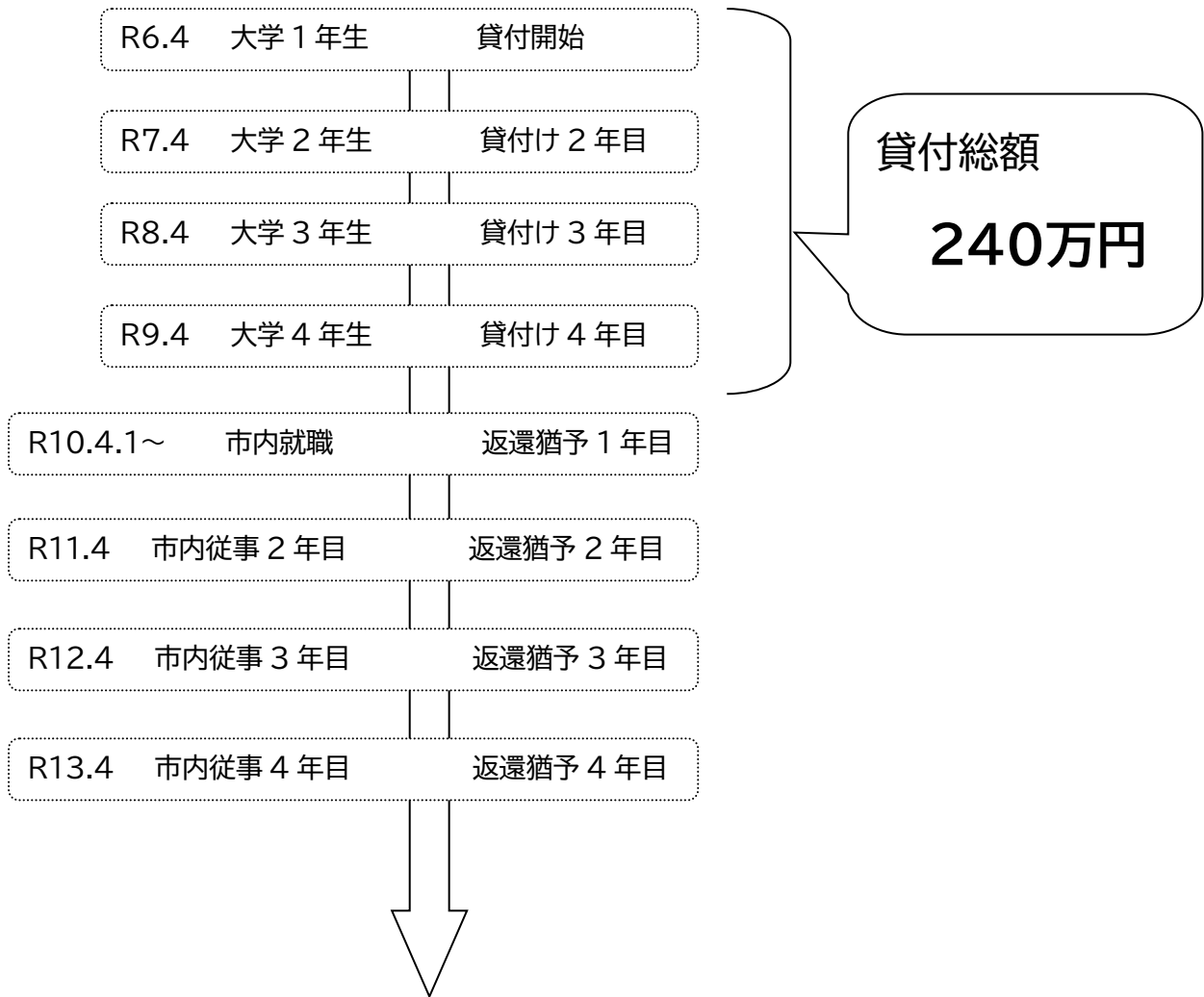
3 上記2のほか、死亡又は心身が故障したときは、市内で看護師等の業務に従事した実績がある場合

その実績に応じて履行期が到来していない(貸付金の返済日が来ていない)返還債務の一部又は全部の免除を受けることができます。

※免除額 = 履行期が到来していない返還債務 × 市内で従事した期間(累計) ÷ 貸付期間

モデルケース1 4年制大学で1年生の時から貸付を受け始め(貸付期間 4年)、卒業後に

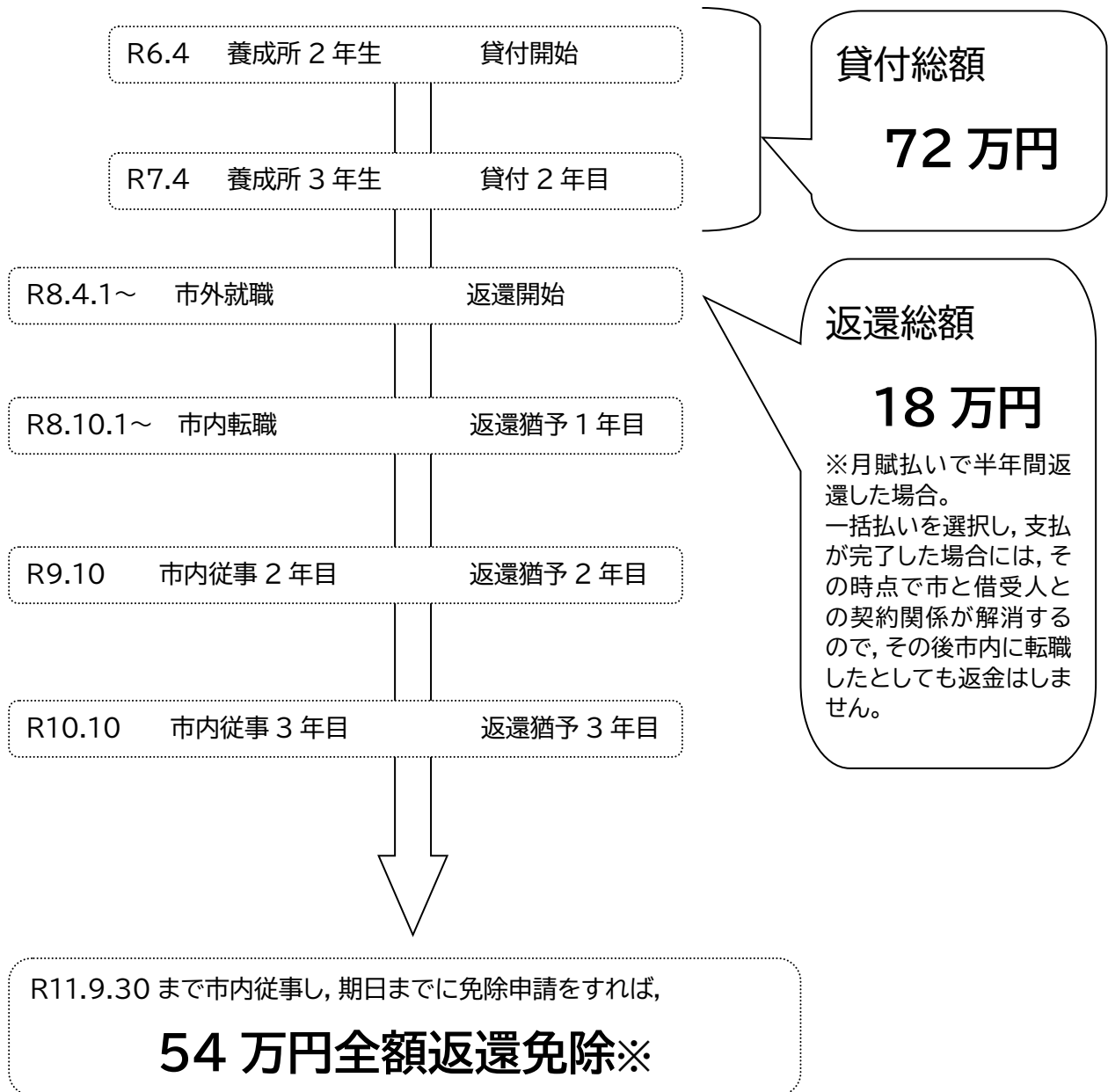
市内で看護師として4年間途切れることなく従事した場合



R14.3.31 まで市内従事し、期日までに免除申請をすれば、
240万円全額返還免除



モデルケース2 3年課程の養成所で2年生の時から貸付を受け始め(貸付期間2年間), 卒業後は市外に就職し, 返還(月賦払い)を開始したものの, 半年後に市内に転職し, その後3年間途切れることなく従事した場合



※この場合, 返還済みの18万円は免除対象ではありません。市に返還済みのお金(18万円)については, 残債(54万円)返還免除後に借受人に返金することはありません。

返還となった場合には

以下の1または2に該当する場合には、該当することとなった月の翌月から貸付金返還の義務が生じます。

1 貸付決定が取り消されたとき(P.6 参照)

2 貸付期間が満了したとき

例えば、4年制大学に在学し1年生の時から4年間の貸付決定を受けた場合、4年間貸付を受けた後には、返還が開始します。ただし、4年間貸付を受けた後、直ちに市内で看護師等として業務従事した場合には、返還が猶予となります。

返還となった場合には、貸付けを受けた期間と同等の期間内で全額を返還しなければなりません。(認定看護師教育課程の貸付期間は、6か月と見なします。)

返還方法は、月賦・半年賦・一括から選択できます。月賦・半年賦を選択した場合でも、いつでも繰り上げて返還することができます。

ただし、偽りその他不正な手段等で貸付けを受け、貸付決定が取り消された場合には、一括で返還しなければなりません。

月 賦 借りた期間と同じ期間内で全額返還できる金額を、毎月の返還額に設定。
(月額5万円で4年間貸付を受けた場合(貸付金総額:240万円)、4年間、毎月5万円ずつ返還。)

半年賦 借りた期間と同じ期間内で全額返還できる金額を、半年ごとの返還額に設定。
(月額5万円で4年間貸付を受けた場合(貸付金総額:240万円)、4年間、半年ごとに30万円ずつ返還。例えば4月から返還が開始となった場合、1回目は同年9月末、2回目は翌年3月末が返還期限となります。返還期限内であればいつ返還しても問題ありません。)

一 括 返還が開始となった年度の、その年度内に一括して全額返還。
(返還期限内であればいつ返還しても問題ありません。)

△注意事項△

1 貸付期間満了後、市内で一定期間看護師等として従事し返還猶予となった場合でも、その後返還免除となる前に猶予事由が消滅した場合(例:市外に転職するなど)には、貸し付けた金額の全額が返還対象となります。(返還済みの金額がある場合には残債の全額が返還対象)

例えば、月額5万円で4年間貸付を受けた後(貸付金総額:240万円)、市内で2年間看護師として従事し、その後市外に転職した場合、返還対象金額が貸付金総額の半額である120万円になる、ということではなく、240万円全額が返還対象となります。

2 貸付金を返還すべき日までに返還しないときは、貸付金の額に年7.3%の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

3 連帯保証人から借受人の債務履行状況や残債の確認等を求められた際は、債務者の同意なく情報を提供することとなります。

貸付決定後の各種手続きについて

貸付が決定した後は、貸付金を全額返還するか、返還免除を受けるまでは様々な書類の提出が必要になります。このページをよく読み、必要な時期に所定の書類を必ず提出してください。必要な書類の提出がない場合には、貸付決定の取消しや返還義務が生じますので、ご注意ください。(事前に書類提出時期について個別に市から連絡することはありません。)

なお、各種様式及び記入例は市ホームページからダウンロード、もしくは健康福祉課窓口で配布しています。書類の提出は、原則として持参または郵送でお願いします。

《在学中の手続き》

事由	必要書類	提出時期
★貸付が決定したとき	振込先金融機関(登録・変更)届 (参考様式あり)	貸付決定後直ちに提出 ※自署の場合 FAX での提出可
★貸付けが終了したとき ※貸付期間満了及び貸付決定が取消されたとき	修学資金借用書(第5号様式)	貸付け終了後に直ちに提出 ※貸付期間満了の場合は、最後の振込月ではなく、貸付決定を受けた期間の最後の月になります。
★貸付けを辞退するとき	修学資金辞退届(第13号様式)	辞退等の事由が決定したとき直ちに提出
★退学、休学、停学、復学又は履修を取りやめるとき	養成施設等退学(休学、停学、復学、履修取りやめ)届(第10号様式)	※届出が遅れて返還が遅滞すると延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。
★毎年、借受人の現況を報告するとき	借受人現況報告書(第15号様式)	<u>毎年4月中</u> に提出

修学資金を借りた方は、貸付けが決定してから貸付金を全額返還する(または返還免除を受ける)まで、毎年3月31日現在の現況を報告しなければなりません。

《卒業等の後の手続き》

事由	必要書類	提出時期
★毎年、借受人の現況を報告するとき	借受人現況報告書(第15号様式)	<u>毎年4月中</u> に提出
★看護師等の免許又は資格を取得したとき	①看護師等免許(資格)取得届(第11号様式) ②看護師等の免許又は認定証の写し	免許登録後又は専門・認定看護師の認定証の交付後直ちに提出

事由	必要書類	提出時期
★返還猶予を申請するとき	①修学資金返還猶予申請書(第6号様式)	猶予事由に該当した場合は、直ちに提出
	②猶予事由を証する書類 ※業務従事証明書(参考様式あり), 在学証明書など	
★猶予期間中に退職等で猶予事由が消滅したとき	修学資金返還猶予事由消滅届(第7号様式)	猶予事由消滅後直ちに提出 ※届出が遅れて返還が遅滞すると延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。
★返還免除の申請をするとき(市内従事)	①修学資金返還免除申請書(第8号様式)	事由該当後直ちに提出
	②業務従事証明書(参考様式あり)	
★返還免除の申請をするとき(借受人の死亡等)	①返還免除申請書(第8号様式)	事由該当後直ちに提出
	②死亡等の原因を証する書類 ※診断書, 死亡届の写し等	

《変更が生じるときの手続き》

事由	必要書類	提出時期
★振込先を変更するとき	振込先金融機関(登録・変更)届 (参考様式あり)	変更するときに提出 ※自署の場合 FAX での提出可
★連帯保証人を変更するとき	①連帯保証人変更承認申請書(参考様式あり)	変更しようとするときは、事前に市役所へご相談ください。
	②住民票(連帯保証人)	
	③承諾書(参考様式あり)	
	④印鑑証明書(連帯保証人)	
	⑤場合によっては、連帯保証人の源泉徴収票や年金振込通知書など弁済能力を証する書面	
★連帯保証人の住所・氏名に変更があるとき	①連帯保証人住所等変更届(第12号様式)	変更事由が生じたとき直ちに提出
	②変更事由を証する書類 ※住民票等	
★借受人の住所・氏名に変更があるとき	①借受人住所等変更届(第9号様式)	変更事由が生じたとき直ちに提出
	②住民票	

《借受人が死亡したときの手続き》

事由	必要書類	提出時期
★借受人が死亡したとき ※相続人が提出	①借受人死亡届(第14号様式)	死亡後直ちに提出
	②死亡を証する書類 ※死亡届の写し, 戸籍謄本等	

【提出先】

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所 健康福祉課 看護師等修学資金貸付担当 宛

TEL 047-421-6731

FAX 047-483-2665